

建設現場における快適トイレ設置試行要領

(目的)

第1条 本要領は、静岡県が発注する工事において快適に利用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置するための必要事項を定め、建設現場を男女ともに働きやすい環境を整備するとともに、女性・若手技術者の担い手確保の一翼を担うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、静岡県交通基盤部及び経済産業部が発注する設計金額 30,000 千円以上の土木工事、農林土木工事の国庫補助事業、及び県単独事業の工事に適用する。（災害復旧工事、建築工事、建築設備工事は除く）

(標準仕様)

第3条 快適トイレの標準仕様は、下記の（１）及び（２）を全て満たすものとし、（３）については装備していればより快適になるものとして定める。（別紙-4 参考図参照）

（１）トイレに求める機能

- ①洋式便座
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5kg 以上とする）

（２）付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調節が可能な設備
- ⑰小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場等）

(運用方法)

第4条 快適トイレの運用については、対象工事の当初設計書に「建設現場における快適トイレ設置特記仕様書」**別紙-1**を添付し、当初契約以降、受注者からの協議により設置可能とする。なお、当該経費については、当初契約時において計上せず、導入できた工事について変更対応するものとする。

また、詳細な運用については、下記の項目 1～4により定める。

(1) 受注者からの協議方法

協議方法は、快適トイレの仕様等を記載した書類及び見積書を協議書に添付し、快適トイレの設置予定期間及び設置費用の総額を明記した協議書を発注者に提出し協議する。

(2) 積算方法

共通仮設費（営繕費）の積上げ項目として 51,000 円/基・月を上限に、男女別に設置した場合は2基まで費用計上を可能とし、従前より共通仮設費率（営繕費）に含まれている従来品相当の仮設トイレとの差額を計上する。（**別紙-3**積算例参照）

(3) 費用算定方法

費用算定は、原則として受注者がメーカーなどから受領した領収書の写し等を提出し、発注者はそれを根拠資料とし、設計変更する。また、協議時の価格根拠資料は、受注者からの見積とする。

(4) 使用実績の報告

- ・ 受注者は、「快適トイレ設置報告書」（以下、「報告書」）**別紙-2**に必要事項を記入し、報告書を工事完成時に完成図書に添付し提出する。併せて、工事日報に快適トイレの設置日と撤去日を記載する。
- ・ 発注者は、工事期間中に快適トイレの設置状況を適宜確認する。

(配慮すべき事項)

第5条 建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下に配慮することとする。

(1) 全般

女性トイレの配置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

(2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

(3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入り口を分ける等の動線の配慮する。

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということがないように、便座と直角の向きの

ドアを採用するなどの工夫をする。

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなど配慮する。

(その他)

第6条

- ・ 工事途中において、疑義が生じた場合には速やかに受発注者間で協議し、方針を決定するものとする。
- ・ 快適トイレは、快適トイレ設置場所周辺の安全が確保されていることを前提に現場付近を訪れる一般県民の利用も可能とし、受注者は積極的な利用促進に努めるものとする。
- ・ 受注者の責により工期を延長した期間や工事の一時中止期間については、快適トイレの設置期間に含まないものとする。
- ・ 快適トイレの推進を図ることを目的とした調査が実施された場合は、受発注者ともに協力する。
- ・ 施工箇所点在型工事においては「工事」を「施工箇所」と読み替えることとし、施工延長が長い場合においても自走式又は移動式を使用するなど現場において工夫すること。

附 則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 7 年 6 月 3 日から施行する。